

告示第30号

坂城町就職・移住学生支援金交付要綱（令和6年告示第27号）の一部を次のように改正する。

令和 7年 6月 5日

坂 城 町 長

第1条中「同じ。）の大学」の次に「又は大学院」を加え、「した」を「・修了する」に、「都内に本部を置く大学の、東京圏のキャンパスに通学する」を「東京都内に本部がある大学の東京圏内のキャンパスに在学し、当該大学等を卒業・修了した」に改める。

第3条第1項中「第4条」を「次条」に改め、「同じ。）」の次に「及び移住に要した経費（以下「移転費」という。）」を加え、同項に次の2号を加える。

(3) 移転費として、最低限の実費分であることを証明できる場合 移住に要した経費の10分の10以内の額とし、支給上限を160,000円とする。

(4) 移転費として、最低限の実費分であることを証明できない場合 66,000円とする。

第4条第1号ア（ア）中「大学の卒業」を「大学又は大学院の卒業・修了」に改め、「当該大学」の次に「等」を加え、「する見込みである」を「・修了している」に改め、同号ア（ア）に次のただし書を加える。

ただし、交通費については、在学中（卒業見込み）の場合に、在学していることも可とする。

第4条第1号ア（イ）中「大学」の次に「等」を、「卒業」の次に「・修了」を加え、「いること」を「いたこと」に改め、同号ア（イ）に次のただし書を加える。

ただし、交通費については、在学中（卒業見込み）の場合に、在学していることも可とする。

第4条第1号イを次のように改める。

イ 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

（ア） 坂城町に移住したこと。ただし、交通費については、県内企業に就職することが内定している場合も対象とする。

（イ） 移住学生支援事業の申請時において、卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、申請

時において、就業開始予定前1年以内であること。

- (ウ) 坂城町に、移住学生支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、卒業後に第2号の要件を満たす企業等に就職し、県内に移住する意思を有していること。

第4条第2号ア(オ)に次のただし書を加える。

ただし、移転費については、この限りでない。

第4条第2号ア中(オ)を(カ)とし、(エ)を(オ)とし、(ウ)を(エ)とし、(イ)を(ウ)とし、(ア)を(イ)とし、同号アに(ア)として次のように加える。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在する企業等に、第1号アの要件を満たす大学等を卒業・修了してから1年以内に就職していること。

第4条第2号イ(ア)に次のただし書を加える。

ただし、在学中に交通費を申請する場合は、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みがあること。

第4条第2号イ(イ)に次のただし書を加える。

ただし、在学中に交通費を申請する場合は、当該地域への勤務地限定社員として採用予定であること。

第5条第1項中「(様式第2号)」を「(様式第2号の1)又は就業証明書(様式第2号の2)」に、「面接」を「採用」に改め、「交通費」の次に「(ただし、卒業年度に長野県内で行われた対象企業等の採用試験に要した交通費に限る。)、移転費」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項の書類の提出期限は、申請する年度の2月末日とする。

第5条第3項を削る。

第9条第1号イ及びウ中「申請日」の前に「在学中に交通費を申請する場合」を加え、同号オを次のように改める。

- オ 坂城町外に転出した期間が、坂城町への転入日、企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から3年未満である場合。ただし、住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日を起算日とする。

第9条第2号中「転入日から3年以上5年以内に坂城町以外の市区町村に転出した場合」

を「坂城町外に転出した期間が、坂城町への転入日、企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から3年以上5年以内である場合。」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日を起算日とする。

様式第1号中「

坂城町長 様

申請年月日 年 月 日

坂城町就職・移住学生支援金交付申請書兼実績報告書

坂城町就職・移住学生支援金交付要綱第5条の規定に基づき、坂城町就職・移住学生支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ			生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 就職活動訪問先

訪問先	企業名			
	所在地			
面接試験日	年 月 日			
内定日	年 月 日			
在学大学・学部				

3 移動経路（往復）

日付	交通機関の名称	出発地	到着地	費用
		(バス停名・駅名・空港名など)		

4 各種確認事項(該当する欄に○を付けてください。)

大学を卒業後に上記内定企業に就職して市町村に移住し、5年以上継続して居住する意思について	A. 意思がある。	B. 意思がない。
就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	A. 3親等以内の親族に該当しない。	B. 3親等以内の親族に該当する。
国又は県が行う事業による同趣旨の補助金等の受給の有無	A. 受給しない。	B. 受給する。

※B.に○をつけた場合は、坂城町就職・移住学生支援金の支給対象となりません。

5 交付申請額 金 _____ 円

※企業から交通費の支給を受けている場合は、当該額の半額を8,500円から控除した額を記載してください。

6 添付書類

- (1) 就職・移住学生支援金に関する個人情報の取扱い（様式第1号の2）
- (2) 就職・移住学生支援金の交付申請に関する誓約書（様式第1号の3）
- (3) 内定証明書（様式第2号）
- (4) 在学証明書等（卒業学年であることの確認がとれるもの）
- (5) 交通費の領収書
- (6) 移住元の住所を確認できる資料
- (7) その他知事又は市町村が必要と認めた資料

管理コード（長野県及び市町村使用欄）					
--------------------	--	--	--	--	--

」を「

様式第1号

坂城町長 様

年 月 日

移住学生支援金交付申請書兼実績報告書

坂城町就職・移住学生支援金交付要綱第5条に基づき、移住学生支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ			生年月日
氏名			年 月 日
大学/大学院名		学部/研究科・専攻	
在学状況※	在学中（卒業見込み）・卒業・修了		
現住所	〒		
電話番号		メールアドレス	

※在学中（卒業見込み）の場合、交通費の申請のみ可能

2 交通費の申請をする場合

(1) 就業活動に係る情報

訪問先	企業名			
	所在地			
	会場住所 （企業所在地と異なる場合に記載）			
訪問日	年 月 日	訪問目的	試験・その他（ ）	
内定日	年 月 日			
移住元住所※	〒			
移住日※	年 月 日			
就業開始日※	年 月 日			

※大学等を卒業・修了した場合に記載

(2) 交通費内訳

日付	交通機関の名称	出発地	到着地	費用
		(バス停名・駅名・空港名など)		
				円
				円
				円
				円

3 移転費の申請をする場合

(1) 移住に係る情報

就業先	企業名			
	所在地			
就業開始日	年	月	日	
移住日	年	月	日	
移住元住所	〒			
卒業・修了日	年	月	日	

(2) 移転費内訳

日付	移転手段	費用	最低限の実費であることを証する書類の有無
	引越業者・自家用車・その他（ ）	円	有・無

※最低限の実費であることを証明できない場合は、定額支給となる場合があります。

4 各種確認事項(該当する欄に○を付けてください。)

①	大学又は大学院を卒業・修了後に上配内定企業に就職して市町村に移住し、5年以上継続して居住する意思について	A. 意思がある。	B. 意思がない。
②	就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	A. 3親等以内の親族に該当しない。	B. 3親等以内の親族に該当する。
③	国又は県が行う事業による同趣旨の補助金等の受給の有無	A. 受給しない。	B. 受給する。

※Bに○をつけた場合は、移住学生支援金の支給対象となりません。

ただし、移転費を申請する場合、②はBでも支給対象となります。

5 交付申請額 金 円

※企業から交通費の支給を受けている場合は、当該額の半額を8,500円から控除した額を記載してください。
 ※企業から移転費の支給を受けている場合は、当該額を移転費から控除した額を記載してください。

6 申請者の口座情報(必ず申請者本人名義の口座であること)

金融機関名	銀行・信用金庫 農協・信用組合	支店
口座種別	普通 ・ 当座	
口座番号		
(フリガナ)		
口座名義人		

7 添付書類

- (1) 移住学生支援金に関する個人情報の取扱い(様式第9号の2)
- (2) 移住学生支援金の交付申請に関する誓約書(様式第9号の3)
- (3) 内定証明書(様式第10号の1)又は就業証明書(様式第10号の2)
- (4) 在学証明書等(卒業半年であることの確認がとれるもの)又は卒業・修了証明書(卒業・修了日 が就業開始日から1年以内のもの)
- (5) 交通費、移転費の領収書
- (6) 移住元の住所を確認できる資料
- (7) その他知事又は市町村が必要と認めた資料

管理コード(長野県及び市町村使用欄)					
--------------------	--	--	--	--	--

」に改める。

様式第1号の3中「

坂城町就職・移住学生支援金の交付申請に関する誓約書

- 1 坂城町就職・移住学生支援金に関する報告について、坂城町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 坂城町就職・移住学生支援金交付要綱第9条の規定に基づき、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、それぞれ次に定める額を返還します。
 - (1) 偽りその他不正の手段により坂城町就職・移住学生支援金の交付を受けたことが明らかになった場合：全額
 - (2) 申請から1年以内に要件を満たす就職先への就職を行わなかった場合：全額
 - (3) 申請から1年以内に坂城町に転入しなかった場合：全額
 - (4) 申請から1年以内に要件を満たす職を辞した場合（ただし、退職日から3カ月以内に県内の別の企業に就職する場合を除く）：全額
 - (5) 転入日から3年未満で坂城町から転出した場合：全額
 - (6) 転入日から3年以上5年以内に坂城町から転出した場合：半額

年 月 日

坂城町長 様

申請者住所

氏名

」を「

(様式第1号の3)

移住学生支援金の交付申請に関する誓約書

- 1 長野県就職・移住学生支援事業に関する報告及び立入調査について、長野県及び坂城町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 坂城町就職・移住学生支援金要綱第9条に基づき、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、それぞれ次に定める額を返還します。
 - [1] 偽りその他不正の手段により移住学生支援金の交付を受けたことが明らかになった場合 交付を受けた移住学生支援金の全額に相当する額：全額
 - [2] (在学中に交通費を申請する場合) 申請日から1年以内に要件を満たす内定先企業へ就業しなかった場合：全額
 - [3] (在学中に交通費を申請する場合) 申請日から1年以内に申請先市町村に転入しなかった場合：全額
 - [4] 就業開始日から1年以内に要件を満たす就業先を辞した場合(ただし、退職日から3カ月以内に県内の別の企業に就職する場合を除く)：全額
 - [5] 坂城町外に転出した期間が、申請先市町村への転入日、企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から3年未満である場合：全額
 - [6] 坂城町外に転出した期間が、申請先市町村への転入日、企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から3年以上5年以内である場合：半額

年 月 日

坂城町長 様

申請者住所

氏名

」に改める。

様式第2号の次に次の2様式を加える。

様式第2号の1（第5条関係）

様式第2号の1（第5条関係）

内定証明書

年 月 日

坂城町長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

以下の者の採用を内定したことについて証明いたします。

1 内定者情報

フリガナ	
氏名	
生年月日	年 月 日

2 採用活動情報（交通費の申請を行う場合のみ記載）

採用活動実施日	年 月 日
実施場所	会社住所と同じ ・ それ以外の場所 (※それ以外の場所の場合、住所を記載してください)
内定日	年 月 日
交通費支給額	(※交通費を複数回支給している場合は、総額ではなく上記面談・試験日の1日分について記載してください。支給していない場合は0を記載してください。) 円

3 就業条件等

入社予定日	年 月 日	
移住先市町村外への転出が必要な勤務地の変更について (該当する欄に○をつけてください)	A. ない	B. ある (補助金支給対象外)
3親等以内の親族への該当について (該当する欄に○をつけてください)	A. 該当しない	B. 該当する (補助金支給対象外)
週20時間以上の無期雇用契約の締結について (該当する欄に○をつけてください)	A. 締結する	B. 締結しない (補助金支給対象外)
勤務地に関する 特記事項	(勤務地限定型の採用の場合、その内容を記載してください。そうでない場合は記載不要です。)	

様式第2号の2（第5条関係）

様式第2号の2（第5条関係）

就業証明書

年 月 日

坂城町長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

1 就業者情報

フリガナ	
氏名	
生年月日	年 月 日

2 採用活動情報（交通費の申請を行う場合に記載）

採用活動実施日	年 月 日
実施場所	会社住所と同じ ・ それ以外の場所 （※それ以外の場所の場合、在所を記載してください）
内定日	年 月 日
交通費支給額	（※交通費を複数回支給している場合は、総額ではなく上記面接・試験日の1日分について記載してください。支給していない場合は0を記載してください。） 円

3 移転費情報（移転費の申請を行う場合に記載）

移転費支給額	（※移転費を支給していない場合は0を記載してください。） 円
--------	--

4 就業条件等

就業日	年 月 日			
移住先市町村外への転出が必要な勤務地の変更について （該当する欄に○をつけてください）		A. ない		B. ある （補助金支給対象外）
3親等以内の親族への該当について※ （該当する欄に○をつけてください）		A. 該当しない		B. 該当する （補助金支給対象外）
週20時間以上の無期雇用契約の締結について （該当する欄に○をつけてください）		A. 締結済み		B. 未締結 （補助金支給対象外）
勤務地に関する 特記事項	（離職地限定型の採用の場合、その内容を記載してください。そうでない場合は記載不要です。）			

※移転費のみの申請の場合は、該当していても支給対象となります。

様式第2号を削る。

様式第3号から様式第5号までを次のように改める。

様式第3号（第6条関係）

様式第3号（第6条関係）

坂城町就職・移住学生支援金交付決定兼確定通知書

第 号
年 月 日

様

坂城町長

市町村就職・移住学生支援金交付要綱に基づき、次のとおり支援金の交付を決定し、確定しましたのでお知らせいたします。

移住学生支援金 円

（備考）

- 1 坂城町は、市町村就職・移住学生支援金交付要綱に基づき、以下の場合には、移住学生支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - [1] 偽りその他不正の手段により移住学生支援金の交付を受けたことが明らかになった場合 交付を受けた移住学生支援金の全額に相当する額：全額
 - [2] 申請から1年以内に要件を満たす就職先への就職を行わなかった場合：全額
 - [3] 申請から1年以内に坂城町に転入しなかった場合：全額
 - [4] 就職から1年以内に要件を満たす職を辞した場合（ただし、退職日から3カ月以内に県内の別の企業に就職する場合を除く）：全額
 - [5] 坂城町外に転出した期間が、坂城町への転入日、企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から3年未満である場合：全額
 - [6] 坂城町外に転出した期間が、坂城町への転入日、企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から3年以上5年以内である場合：半額
- 2 坂城町は、坂城町就職・移住学生支援金交付網に基づき、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

様式第4号（第6条関係）

様式第4号（第6条関係）

就職・移住学生支援金交付申請却下通知書

第 号
年 月 日

様

坂城町長

年 月 日付けで申請のありました就職・移住学生支援金の交付につきましては、下記の理由により却下します。

記

却下理由

※注 却下理由は、坂城町就職・移住学生支援金交付要綱第4条（交付対象者）に定める要件を満たさない場合は当該満たさない要件を、それ以外の場合は却下理由を具体的に記載するものとする。

様式第 5 号（第 7 条関係）

様式第 5 号（第 7 条関係）

坂城町就職・移住学生支援金交付請求書

年 月 日

坂城町長 様

申請者住所
氏 名
電 話 番 号



年 月 日付け坂城町指令 坂企第 号で補助金額の確定があった
坂城町就職・移住学生支援金を、下記のとおり請求します。

記

1 請 求 額 円

2 振 込 先

金 融 機 関 名	銀行 信用組合 信用金庫 農協	支店 支所
口 座 番 号	当座・普通	
フリガナ 口座名義		

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。